

「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」

に関する

令和8年(2026年)4月開始

湖南市の行政サービスを始めました!!

*パートナーシップ宣誓制度とは・・・

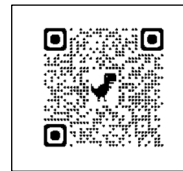
・一方または双方がLGBT等の当事者であり、人生において、お互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した2人の関係を宣誓し、宣誓書を受領したことを証明する制度です。

滋賀県では、令和6年(2024年)9月より「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」が導入されました。

・宣誓書受領証の交付についての詳細は滋賀県のホームページをご覧ください。

【滋賀県人権施策推進課 TEL: 077-528-3533】

*滋賀県ホームページ→



【湖南市で利用できる行政サービスについて】

湖南市では、滋賀県の宣誓書受領証の提示があれば、受領証に記載された本人とパートナー(宣誓した2人)に対して、受けられる行政サービスがあります。

湖南市で利用できる行政サービス(一部)

・市営住宅の入居 ・災害弔慰金の支給 ・犯罪被害者等遺族見舞金の支給 他

*受領証の提示がなくても受けられる行政サービスもあります。

行政サービスによって必要な書類等は異なります。

詳細は湖南市ホームページをご覧ください、担当課までお問い合わせください。

*湖南市ホームページ→



◎市民・事業者の皆さまへお願い

- ・本制度の対象となる人はお互いの関係性が理解されにくいために、生活する上で制約を受けている場合があります。誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるために、本制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。
- ・受領証を提示された場合は、提示した2人の関係について、本人の同意なく他の方へ伝えることがないよう十分ご注意ください。

【お問合せ先】湖南市総務部 市民生活局 人権擁護課

TEL: 0748-71-2354 E-mail: jinken@city.shiga-konan.lg.jp

◎ 多様な性のあり方は、次のように表すことができます。

- 身体の性（生物学的性）**… 生れたときの身体の特徴等によって割り当てられた性
- 心の性（性自認）**… 自分の性をどう認識しているか
- 好きになる性（性的指向）**… どの性の人を好きになるか、ならないか
- 表現する性（性表現）**… 言葉づかい、服装、しぐさなどで表される性

*この他、複数の組み合わせにより多様な性があり、組み合わせに決まりはありません。

◎ LGBT 等とは、性的少数者の総称の一つとして使われています。

性的指向（好きになる性）

Lesbian【レズビアン】 ・女性として女性を好きになる人

Gay【ゲイ】 ・男性として男性を好きになる人

Bisexual【バイセクシャル】 ・異性も同性も好きになる人

性自認（心の性）

Transgender【トランスジェンダー】

・身体と心の性が一致しない人

Questioning【クエスチョニング】

・自分の性を決めていない、わからない人

*カミングアウト（自分の性について、自分の意志で誰かに打ち明けること）はとても勇気がいる行為です。カミングアウトを受けたら、ゆっくり最後まで話を聞き、アウティング（性のあり方について、本人の同意なく第三者に暴露すること）は絶対にしないようにしましょう。

◎ 自分にできることからはじめてみましょう!!

～ALLY（アライ）になってみませんか？～

【ALLY の具体例】

*「ALLY（アライ）」とは…

多様な性のあり方を理解し、応援・支援している人、または支援したいと思う人のことを「ALLY（アライ）」といいます。理解し、支援したいという気持ちがあれば、誰でも ALLY になれます。

- 自分の周りに性的少数者がいるかもしれないと思い、行動する。
 - ・多様性について学ぶ ・レインボーグッズを身に付ける
 - 性的少数者であることで、いじめたり、笑いのネタにしない。
 - ・差別用語は使わない ・当事者をからかうような言動を見かけたら「よくないこと」と指摘する
 - 性別を特定しない言葉を使うようにする。
 - ・性のあり方に関して無意識に決めつけた発言を避ける
- 【例】○「彼氏」「彼女」→「恋人」「パートナー」
○「彼氏（彼女）はいるの?」「好きなタイプの女性（男性）は?」
などの質問はしない

*身近な人を傷つけない、身近な人から傷つけられないようにするために、何ができるのかを考え、一緒に行動していきましょう!

*性的少数者に対する差別や偏見は人権問題です。まずは多様な性のあり方について正しく理解し、尊重しましょう。